

第1章

都市計画マスタープランの目的と役割

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すものです。

2. 都市計画マスタープラン改定の背景

本市では、平成14（2002）年1月に「亀岡市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会経済情勢の変化や上位計画の改定などを踏まえ、集約型都市構造の形成に向け、平成24（2012）年11月に第1回目の改定を行っています。

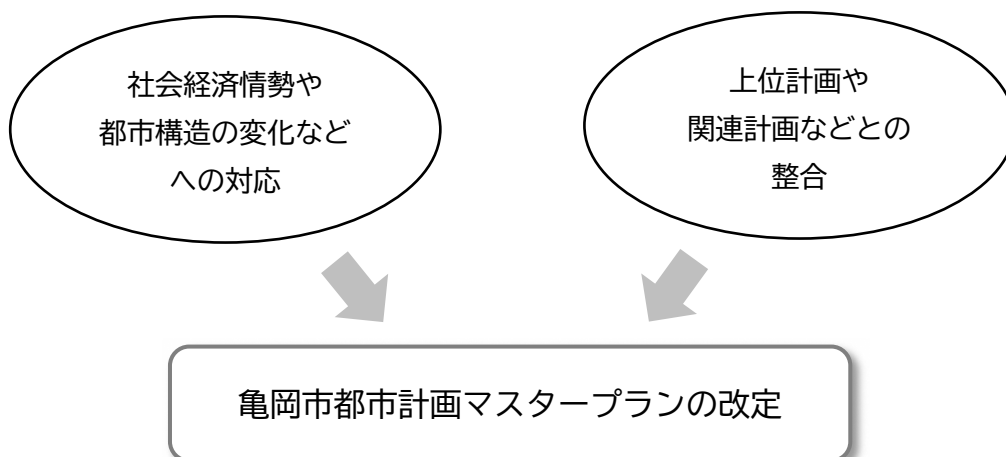
第1回目の改定から約10年が経過した令和4（2022）年3月には、人口減少や少子高齢化のさらなる進展といった社会経済情勢の変化、京都縦貫自動車道の全線開通や府立京都スタジアムが開業したことによる都市構造の変化等に加えて、集約型都市構造の推進に向けた取組を示す「亀岡市立地適正化計画」の策定や、本市のまちづくりにおける上位計画である「第5次亀岡市総合計画」の策定を受け、第2回目の改定を行いました。

その後、約4年が経過した中、本市を取り巻く環境として、上位計画である「南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が令和6（2024）年12月に変更され、併せて市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）、いわゆる線引きの見直しが行われました。

また、関連計画として、「亀岡市水と緑の基本計画」を令和6（2024）年3月に、「亀岡市立地適正化計画」を令和8（2026）年3月に改定したことに加えて、土地利用の動向として、市内各所で施行・検討されている土地区画整理事業等の面整備にも進展がみられます。

以上の要素を踏まえ、「亀岡市都市計画マスタープラン」の改定（部分改定）を行います。

■ 都市計画マスタープラン改定の背景

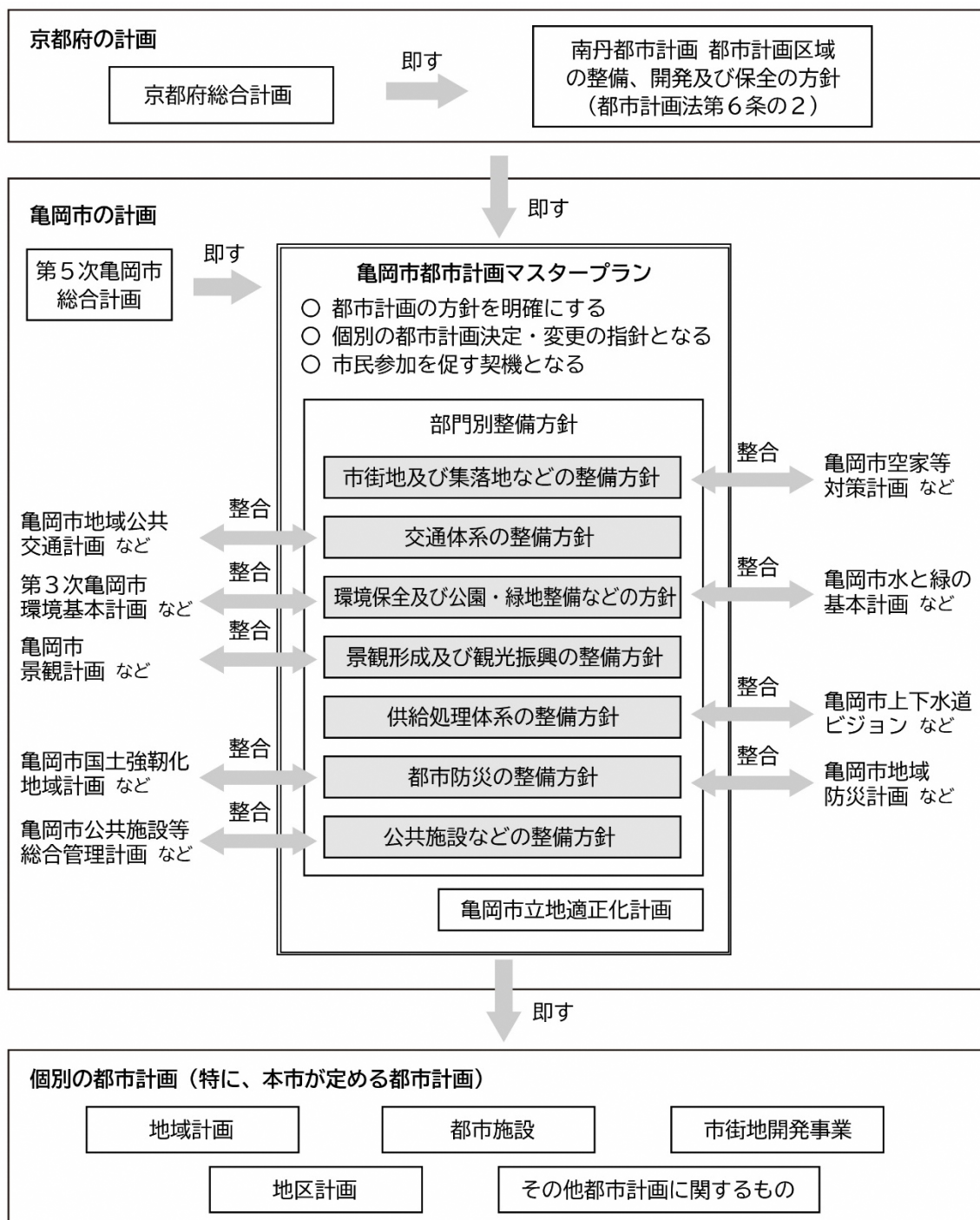


3. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランは、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び市町村が策定する「市町村総合計画」に即して定めることとされています。

本計画は、本市のまちづくりを実現するための部門別計画に対する基本的な指針としての役割を担うもので、今後、本市が行う個別の都市計画は本計画に即すことが求められます。

■ 都市計画マスタープランの位置づけと役割



4. 都市計画マスタープランの対象区域と目標年次

本計画は都市計画に関する基本方針であることから、本来は都市計画区域を計画の対象とするところですが、本市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向を示すため、亀岡市全域を計画の対象区域とします。

また、本市の上位計画である「第5次亀岡市総合計画」が令和12（2030）年度を目標年次としていることから、本計画も令和12（2030）年度を目標年次としてまちづくりの方針を示します。

なお、社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合には、適切な対応を図るための見直しを行います。

5. 都市計画マスタープランの構成

本計画は、市域全域の現況を分析した上で、本市の目指すまちづくりを効果的に示していくため、全6章の構成とします。

本章では都市計画マスタープランの役割や基本的事項を示し、第2章では本市の現況を踏まえたまちづくりにおける課題を整理し、第3章ではその課題解決に向けたまちづくりの方針を設定します。

第4章では、こうして設定したまちづくりの方針を踏まえ、まず亀岡市全域の土地利用方針や各種施設の整備方針等を示す全体構想を設定し、第5章では市域を3地域、7地区に分類したうえで、それぞれの地域的特性等を考慮した地域別構想を設定します。

そして第6章では、これらの構想を実現していくため、本計画の運用手法や目指す都市像の実現に向けて必要となる具体的施策を設定します。

■ 都市計画マスタープランの構成

